六、カービレッジとまとこと山城清友に対する件

平成一一年（排）第四号

排除命令

沖縄県沖縄市比屋根四八八番一号
カービレッジとまとこと
山城清友

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　カービレッジとまとこと山城清友は、別表記載の五台の中古自動車を一般消費者に販売するに当たり、当該中古自動車の走行距離計を巻き戻すことにより、走行距離数を過少に表示していたものであって、かかる

表示は、中古自動車の内容について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示である旨を、速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同人は、今後、中古自動車の取引に関し、走行距離数について実際の走行距離数よりも過少であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

三　同人は、第一項に基づいて行った公示について、速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　1　カービレッジとまとこと山城清友（以下「カービレッジとまと」とい

う。）は、肩書地に主たる事務所を置き、中古自動車の販売業を営む事業者である。

2　カービレッジとまとは、中古自動車をオークション場等から仕入れ、沖縄県沖縄市及び嘉手納町に所在する同人の二つの展示場に展示して一般消費者に販売している。

二　カービレッジとまとは、平成一〇年三月以降に入荷し、平成一一年二月までの間に前記展示場に展示していた中古自動車のうち、別表記載の中古自動車五台について、一般消費者に販売するに当たり、それぞれ実走行距離数が同表（A）欄記載の数値であったにもかかわらず、その走行距離計を巻き戻すことにより、同表（B）欄記載の数値のとおりであるかのように走行距離数を過少に表示していた。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、カービレッジとまとは、中古自動車の内容について、

実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしているものであって、かかる行為は、不当景品類及び不当表示防止法第四条第一号の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

平成一一年三月三〇日

公正取引委員会

委員長　根來泰周

委員　柴田章平

委員　糸田省吾

委員　黒河内久美

委員　本間忠良

別表

番号	年式及び車種	車台番号	実走行距離数（キロメートル）（A）	表示走行距離数（キロメートル）（B）
一	平成五年式スズキアルト	CR二二S―一九四二四〇	七一〇〇〇	五一一九〇
二	平成六年式トヨタスプリンター	CE一〇〇―五〇一四七八五	一一九〇〇〇	五七六一七
三	平成四年式ホンダアスコット	CB三―七〇〇一九六八	七四〇〇〇	六三九五〇
四	平成六年式フォードテルスター	GVERF―二二〇四五八	八一〇〇〇	六〇五八六
五	平成六年式三菱ミニキャブ	U四一V―〇二〇六六八七	一二三〇〇〇	二二八〇六

（注）別表中の実走行距離数は、百キロメートルの位を四捨五入したものである。